

第6章 計画（施策）の展開（案）

地域福祉の推進主体については、次の三つに分類化し、計画（施策）の取組ごとに、それぞれの主体の役割や期待される取組を記載しています。

- 「行政」…公的サービスや制度の提供主体
- 「民間」…住民、地域、隣近所、町内会・自治会等の地域組織、社会福祉活動を行う事業者、企業など
- 「市社協」…地域福祉の「民間」における推進役

なお、重層的支援体制整備事業での計画（施策）の取組については、該当する計画（施策）に、下表のとおり重層的支援の分類を示しています。

重層的支援	〇〇
-------	----

◎「計画（施策）の展開」の見方

次ページからの計画（施策）の展開は、基本計画（基本施策）ごとに作成し、下表のとおり記載内容となっています。

	内容
行政による取組 ／共助※ ¹ ・公助※ ²	「地域福祉計画」での取組の内容
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／ 自助・互助※ ³ ・共助）	「地域福祉活動計画」での取組の内容
市社協の役割	「地域福祉活動計画」での取組の内容

※1【共助】介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保障制度やサービスを受けること（社会保障制度等を活用する。）。

※2【公助】公的サービスの提供、住民活動への支援、人権擁護に関する取組や虐待防止など、行政施策として行うべきもの（行政などの公的サービスを受ける。）。

※3【互助】近隣の人との日頃の声掛けや見守りをはじめ、ボランティアやNPO、住民組織での活動など、住民同士の助け合い、支え合い活動（地域などで互いに支え合う。）。

基本目標Ⅰ

住民参加と地域福祉活動の促進

基本計画（基本施策）１ 地域における福祉活動の推進・支援（重点１）

住民が地域の様々な福祉活動へ参加し、日常的に地域で支え合う仕組みづくりが地域福祉の推進につながります。（変更）

（１）地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立

重層的支援	地域づくり
-------	-------

【目指す姿】

○地区（おおむね地区公民館区域）を単位として、様々な住民組織や福祉関係機関などによってネットワークが形成され、生活課題の発見や相談支援体制が構築されるとともに、地域の福祉関係者が集い、様々な活動をするための拠点づくりが進み、住民主体の様々な地域福祉活動が展開されるようになります。（変更）

	内容
行政による取組／共助・公助	●地域福祉を推進するための体制整備に向けて、地域の関係機関や関係団体の連携を促進します。 ●地域の福祉関係者が定期的に集まり、研修会の開催をはじめ、福祉の充実について検討する協議の場の設置を促進します。 ●地区公民館など、地域の実情に応じ、地域の関係者が集い、活動するための拠点づくりを促進します。（変更） ●各地区の協議の場や拠点の運営、地域の福祉関係者の活動の調整を担うコーディネーターの配置を支援します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●身近な地域で、地域組織の在り方の検討をはじめ、地域福祉を推進するための体制整備を図ります。 ●コーディネーターとの連携を強化します。（変更）
市社協の役割	●地区単位での様々な研修会の実施や地区ボランティアの育成・組織化を通じて、小地域福祉活動の強化を図ります。 ●コーディネーターの配置を推進します。（変更）

(2) 地区を単位とする相談機能の確立

重層的支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援
-------	-----------------------

【目指す姿】

○地区（おおむね地区公民館区域）を単位として、常設型の相談の場が全地区で進み、住民に身近な地区で気軽に相談ができるようになります。（変更）

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●地区公民館など、地域の実情に応じ、地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を推進します。（変更）
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を検討します。
市社協の役割	●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置に向けて、支援や連携を行います。 ●地域福祉相談センター、地域包括支援センター、人権福祉センターなど各関係機関との連携を行います。（変更）

(3) 地区を単位とする福祉活動の充実

重層的支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援、地域づくり
-------	-----------------------------

【目指す姿】

- 地区を単位とするネットワークが主体となって、**孤立しがちなひとり暮らし高齢者や障がい者をはじめとする住民の生活課題の発見と見守り支援活動が展開されています。(変更)**
- 各地区の活動拠点には、孤立しがちな高齢者や障がい者をはじめ、誰もが気軽に集える常設型のサロンが開設され、仲間づくりや健康づくり、介護予防などの活動が活発に展開されています。

①見守り支援・生活支援

	内容
行政による取組／共助・公助	●地区を単位とする地域ボランティアや企業等が行う見守り支援活動を支援します。(変更) ●地区を単位とするネットワークが行う、課題を抱えた住民への生活支援活動を支援します。(変更)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●ひとり暮らし高齢者等の見守り支援を積極的に行います。 ●見守り活動への地域ボランティアに参画します。
市社協の役割	●コーディネーターが各関係者との連携を図ります。(変更) ●地区担当職員（C・S・W）（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー。以下同じ。））、生活支援コーディネーター（担当制）を配置します。(削除) ●見守り活動の強化に向けた取組を支援します。 ●地区ボランティア組織の立ち上げを支援します。 ●潜在的な課題を抱えた住民の発見、つながりづくりを支援します。(変更)

②地区サロン

	内容
行政による取組／共助・公助	●地区公民館など、地域の実情に応じた拠点で、常設型の地区サロンの開設・運営を支援します。(変更)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●常設型の地区サロンの開設を検討します。
市社協の役割	●常設型の地区サロンの開設に向けて、助成制度等の検討及び開設・運営支援をします。 ●常設型の地区サロンと地域資源との連携を支援します。(変更)

(4) 町内会・集落における福祉活動の促進

【目指す姿】

○町内会・集落に、誰もが気軽に参加できるふれあい・いきいきサロンが開設され、住民の交流や健康づくり活動が活発に行われています。

○各町内会・集落で「支え愛マップ」※の作成をきっかけに、**平時から**支援が必要な住民の把握や支援体制の構築が進んでいます。**(変更)**

※【支え愛マップ】災害時に誰かの手助け・声掛けを必要とする人、声かけができる人、避難先などの情報を盛り込んだ地図 (追加)

重層的支援	地域づくり
-------	-------

① ふれあい・いきいきサロン

	内容
行政による取組／共助・公助	●ふれあい・いきいきサロン事業の立ち上げ、運営を支援します。 ●福祉学習の推進により、サロンの担い手の育成を支援します。(追加)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●ふれあい・いきいきサロンを増やす取組を進めます。 ●地区ボランティアによる継続的なサロンの運営に努めます。(追加)
市社協の役割	●世代を超えたサロン活動への事業支援助成金等の支援及び財源確保、サロン活動事業に関する情報提供の充実を図ります。 ●ボランティアの養成を支援します。(変更)

② 支え愛マップ

	内容
行政による取組／共助・公助	●「支え愛マップ」の周知、作成、更新への支援や協力を行います。(変更) ●関係機関と協働して「支え愛マップ」と連動した地域防災プログラムの開発を図ります。(追加)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●地区を単位とする福祉ネットワークと連携しながら、「支え愛マップ」の作成、更新に取り組み、作成、更新を通じて、平時から支援が必要な住民を把握して支援体制の構築を図ります。(変更)
市社協の役割	●「支え愛マップ」の周知、作成、更新への支援や協力を行います。(変更) ●関係機関と協働して「支え愛マップ」と連動した地域防災プログラムの開発を図ります。(追加)

基本目標Ⅰ

住民参加と地域福祉活動の促進

基本計画（基本施策） 2 様々な主体による福祉活動の促進

福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、地域食堂が各地で展開され、多様な生活課題を抱えた住民が集まり活動できる場づくりを進めるとともに、地域の担い手となる地域ボランティアなどの人材育成を推進し、福祉活動の活性化を目指します。（変更）

【目指す姿】

○各種講座の充実等によるボランティアの養成や、担い手の掘り起こし、市民活動団体と地域組織の連携により、活発な地域活動が展開されています。

① ボランティア・市民活動センターの機能強化

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●ボランティア・市民活動センターの機能強化を行います。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●ボランティアや市民活動の活動者など、地域福祉の担い手を増やします。 ●市民の協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動を創出します。 ●地域福祉に関する市民活動への理解を深めます。
市社協の役割	●ボランティア・市民活動を支援します。 ●ボランティアの養成及び担い手の掘り起こしに努めます。 ●市民活動団体と地域組織の調整を行います。（変更） ●小地域福祉活動や、個別の支援に対する調整を行います。（変更） ●様々な活動主体に対して、各種民間助成金等の活用などについてのアドバイスを行う講座を開催します。

(追加)

【目指す姿】

○社会的孤立防止、地域づくり、相談支援、食支援などの機能を担う地域食堂が全小学校区で展開されています。

○孤立や生活困窮など生活課題を抱えた人が、自分らしく過ごし、活躍できる居場所として、地域食堂が展開されています。

重層的支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援、地域づくり
-------	-----------------------------

② 地域食堂の充実

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●地域食堂の立ち上げや運営の支援を行い、地域食堂を推進します。 ●地域食堂ネットワークを支援します。 ●ヤングケアラーや孤独を感じている人、認知症当事者等の居場所づくりとしての地域食堂の取り組みを支援します。 ●孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとの連携を推進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●地域づくりと相談支援につながる地域食堂の立上げと運営を進めます。 ●地域食堂において、課題を持った住民を含む住民主体の活動を図ります。 ●地域食堂ネットワークの充実を図ります。 ●孤独・孤立官民連携プラットフォームに参加します。
市社協の役割	●生活課題を抱えた人の支援のため、各地域食堂と連携を図ります。 ●孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとの連携を図ります。

基本目標Ⅰ

住民参加と地域福祉活動の促進

基本計画（基本施策）3 福祉活動促進のための基盤強化

多様化・複雑化する近年の福祉課題に対応し、より効果的な福祉施策を行うための基盤づくりが求められています。財源の強化など地域福祉の事業をさらに推進するための取組を進めます。（変更）

（１）市社協の組織体制の強化（変更）

【目指す姿】

○市社会福祉協議会の組織体制と事業の見直しが進み、住民主体の様々な地域福祉活動への支援が充実しています。（変更）

	内容
行政による取組／共助・公助	●地区へのコーディネーターの配置など市社協の機能強化への支援を行います。（変更）
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地域福祉活動の実施にあたっては、市社協と連携・協働し取り組みます。（変更）
市社協の役割	●事業改善計画に沿った事業を実施し、事業の見直し等の検討と組織の機能を強化します。（変更） ●コーディネーターの配置により様々な取組を強化します。（変更） ●職員研修を充実し知識研鑽を図ります。（変更）

(2) 財源の強化

【目指す姿】

○ふるさと納税や募金活動への理解が進み、財政基盤の強化が図られています。(変更)

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●ふるさと納税を活用します。 ●寄附文化の創出に向けて地域食堂ネットワーク等と連携し情報提供を強化します。(変更)
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●募金活動への理解を深め、寄附文化の創出を図ります。 ●企業・事業所の社会貢献活動の取組として地域食堂等への寄附による地域福祉活動の支援の意識を高めます。(変更) ●クラウドファンディングなど新たな福祉財源を検討します。(変更)
市社協の役割	●募金活動の目的や趣旨を広く情報提供し、募金活動への理解を促進し、共同募金運動の強化を図ります。 ●募金を効果的に配分することにより、小地域福祉活動を支援します。 ●市社協会費、寄附金への理解に向けた取組を行うとともに、目的用途を指定した寄附金の受け入れや幅広い分野への支援を検討し、効果的な活用を図ります。

基本目標Ⅱ

福祉学習の推進と福祉の担い手づくり（変更）

基本計画（基本施策） 1 福祉学習の推進と担い手づくり（重点 2）

地域福祉を推進していくためには、子ども・大人など年代に関わらず福祉へ関心を持ってもらい、地域福祉活動のきっかけを作り、実際に参加して、地域福祉の担い手になってもらえるような取組が大切です。

学校や地域において福祉学習の機会の充実を進め、地域全体で福祉について理解し、お互いに支え合う意識の醸成を図るため、福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを推進します。（変更）

重層的支援

地域づくり

（１）福祉学習のプラットフォームづくり

【目指す姿】

○企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な機関・団体が参加したネットワークが形成され、実践型学習を中心とした福祉学習のプログラムづくりが進んでいます。（変更）

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●福祉学習のプラットフォームに参加し、福祉学習の機会の充実を図ります。（変更） ●教育委員会と福祉部門との連携を強化します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●自ら福祉学習プラットフォームに参加し、福祉学習プログラムを共に作り、学び、実践に努めます。
市社協の役割	●地区単位での福祉学習のプラットフォームの設置を推進し、企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体との連携や調整を行います。

(2) 子どもを対象とする福祉学習の推進

【目指す姿】

○子ども向けの福祉学習プログラムが充実し、地域福祉への理解が進んでいます。(変更)

	内容
行政による取組／共助・公助	●子ども向けの福祉学習プログラムの作成・実施に協力します。(変更)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●教育機関と連携して、子ども向けの福祉学習プログラムに参画します。 ●地域での福祉学習を実践できる場の提供に努めます。
市社協の役割	●学校と地域が双方向で連携を図りながら、地域住民、当事者の参加を通じて実践型学習を中心に調整を行い、福祉学習を推進します。(変更)

(3) 地域を対象とする福祉学習の推進

【目指す姿】

○住民・ボランティア向けの福祉学習プログラムが充実しています。

~~住民・ボランティアの福祉学習~~ (項目削除)

	内容
行政による取組／共助・公助	●生涯学習の場である麒麟のまちアカデミーで、地域福祉の推進に資する新たな福祉学習プログラムの充実を行います。(変更) ●地区公民館等で、地域における新たな福祉学習プログラムの実施に協力します。(変更) ●人権と福祉のまちづくり講座等での福祉学習の充実を行い、地域福祉への住民の参画を促進します。(追加)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●地区単位での様々な学習や研修に参加し、福祉活動や当事者への理解を深めます。 ●地域で誰もが参加しやすい福祉活動を展開し、参加者と関係者との相互理解を深めます。
市社協の役割	●企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体と連携し、福祉学習を推進します。

(4) 地域福祉の担い手の育成 (変更)

【目指す姿】 (追加)

○地域福祉の担い手の育成が進んでいます。

	内容
行政による取組／共助・公助	●介護支援ボランティアや、ファミリー・サポート・センターの協力会員・提供会員への登録を呼びかけます。 ●認知症サポーター*1の養成をはじめ、「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」に沿ったゲートキーパー*2の養成など、地域福祉の担い手の育成を支援します。 ●つながりサポーター*3養成研修、傾聴力養成講座等を実施し、人材の育成に努めます。(変更) ●民生委員・児童委員、保護司等の活動について紹介し、担い手の確保に努めます。(変更)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●認知症サポーター養成講座等の受講、介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センター(生活援助型)(育児型)への登録に努めます。 ●民生委員・児童委員、保護司等の活動について理解し、担い手として参加します。(変更) ●つながりサポーター養成研修を受講し、地域での活動に参加します。(追加)
市社協の役割	●市社協の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し、介護支援ボランティア制度やファミリー・サポート・センターの周知を図ります。 ●介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センターの協力会員・提供会員の登録受付窓口の周知を図ります。 ●福祉の人材育成に関する制度や講座等の周知を図ります。

※1【認知症サポーター】認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする、養成講座を受けた人。

※2【ゲートキーパー】自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること)ができる人のことで、「命の門番」と位置付けられる人のこと。

※3【つながりサポーター】養成研修を受講して、地域で孤独・孤立の状態にある人を発見し、見守り、必要に応じ専門機関につなげるなど、できる範囲で手助けをする市民ボランティア。(追加)

基本目標Ⅱ

福祉学習の推進と福祉の担い手づくり

基本計画（基本施策） 2 福祉人材の確保・育成

少子高齢化による福祉人材の不足が見込まれる中、今後、地域福祉活動を充実していくためには、活動を支える専門的な知識を持つ人材の確保や育成が欠かせません。

次代の地域福祉を担う人材の発掘・育成の促進を図ります。（変更）

重層的支援

地域づくり

【目指す姿】

○実習生の積極的な受け入れが進み、地域福祉を担う人材の確保・育成が進んでいます。

	内容
行政による取組／共助・公助	●教育機関からの実習生を積極的に受け入れ、地域福祉を担う人材の確保・育成に努めます。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地域の企業やサービス提供事業者等で、実習生の受け入れを図ります。
市社協の役割	●実習生の受け入れの支援や調整を行います。

基本目標Ⅲ

包括的支援体制と権利擁護体制の確立（変更）

基本計画（基本施策） 1 包括的支援体制の推進（重点 3）（変更）

相談窓口においては、相談のあった福祉課題を属性・世代を問わず包括的に受け止めるとともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対しては、分野を超えた様々な専門機関等が連携し、適切なサービス等につなげることが必要です。

地域の相談窓口や相談支援機関が連携し、どこへ相談しても適切な支援につながるよう対応に努めます。さらに、多機関が協働して、孤立している人等問題を抱える人のところに積極的に出向き必要な支援を行うなど、包括的な支援体制を推進します。（変更）

（１）包括的な相談支援体制の充実（変更）

重層的支援

包括的相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援

【目指す姿】

- 地区の相談の場と関係者間の連携体制が進み、地域住民が抱える様々な生活課題に対し、各種専門機関からの早期支援が行われ早期解決につながっています。（変更）
- 地域福祉の各相談拠点に地域住民から早期に様々な相談が行われ、さらに専門機関が連携して包括的に支援を行う体制が構築されています。（変更）

①地域と各種専門機関との連携

	内容
行政による取組／共助・公助	●地区公民館など、地域の実情に応じ、地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を推進します。（再掲）（変更） ●地区サロンなど地区で気軽に相談できる常設型の場と地域福祉相談センター等各種相談機関との連携体制を構築します。 ●地区で気軽に相談できる常設型の場と各種専門機関との連携及び協働を推進します。 ●地域食堂の設置を推進し、気軽に相談できる場づくりに努めます。（変更） ●地区で気軽に相談できる常設型の場で受けた生活課題について、包括的支援を協議する場となる共生型支援会議（仮称）の設置を促進します。（変更）
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地区で気軽に相談できる常設の場を設置し、地区内の地域課題、生活課題を発見して住民で話し合う体制づくりを進めます。 ●地区で気軽に相談できる常設型の場と地域福祉相談センターや各種専門機関との連携を進めます。

市社協の役割	●地区で気軽に相談できる常設型の場との連携を進めます。 ●コーディネーターの配置を推進します。（再掲）（追加） ●コーディネーターとの連携を進めます（削除） ●地区担当職員（CSW）、生活支援コーディネーター（SC/地域支援合い推進員）を配置します。（削除）
--------	--

②地域福祉の相談拠点の充実と連携

	内容
行政による取組／共助・公助	●地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、こども家庭センター、総合教育センター、中央人権福祉センター、各人権福祉センター、地域福祉相談センター等による相談体制を充実し、様々な相談への早期対応と支援へとつなげます。（変更） ●地域福祉の相談拠点である地域福祉相談センターとの連携強化を図り周知に努めます。（変更） ●市民からの分野を問わない生活課題の相談に対し相談窓口で包括的に受け止め、専門機関と連携して適切な支援に努めます。（変更）
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地域福祉相談センターをはじめとした各相談拠点の把握に努めます。 ●地区内の地域課題、生活課題を話し合う場に参加し、早期発見、早期支援に向け専門職との連携を図ります。（変更）
市社協の役割	●地域福祉相談センターと地域包括支援センターが連携して相談支援の充実を図ります。（変更） ●地域福祉相談センターの周知、利用促進に努めます。 ●各相談機関との連携の強化を図り、ネットワーク化を推進します。

(2) 社会的に孤立している人など制度の狭間にある人、高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制の促進 (変更)

重層的支援	包括的相談支援、多機関協働、参加支援
-------	--------------------

【目指す姿】

- 複雑化、深刻化、潜在化する様々な生活課題を抱える人の早期発見から支援につながる包括的な支援体制が進んでいます。(変更)
- 社会的に孤立している人など制度の狭間にいる人を含む世帯全体の生活課題を丸ごと把握し、必要な支援を包括的に行う生活困窮者自立相談支援機関を中心とした高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制が構築され支援が進んでいます。(変更)

①複合的課題への対応

	内容
行政による取組／共助・公助	●生活課題に対する包括的支援を協議する場(相談支援包括化推進会議)を充実します。(変更) ●分野別の対応が困難な複合的課題について、多機関が協働しアウトリーチ支援を通じた伴走型の支援や参加支援などを進めます。(変更) ●課題によっては、関係部署・機関が参加する「地域共生社会推進会議(地域まるごと会議)」を開催し、支援体制を構築します。(変更) ●地域の関係機関や関係団体など各分野の支援機関の間で行った支援事例等の情報を共有し、連携を推進します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●地区内の地域課題、生活課題を話し合う場に参加し、早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図ります。
市社協の役割	●各相談機関との連携の強化を図ります。(変更)

②生活困窮者自立相談支援機関を中心とした支援

	内容
行政による取組／共助・公助	●中央人権福祉センターでの相談支援体制を強化します。(削除) ●相談支援包括化推進会議を実施し、多職種で情報を共有しながらアウトリーチ等を通じた伴走型の支援を推進します。(追加) ●市民や専門職に対し、つながりサポーター養成研修を行い、孤立している人等への支援活動を強化します。(追加) ●地域食堂と連携し、ヤングケアラー、生活困窮など生活課題を持つ人の発見、相談支援、各種専門機関との連携など地域課題解決のための活動を支援します。(追加)

民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●中央人権福祉センターと地区で気軽に相談できる常設型の場とのネットワークの構築を進めます。 ●生活課題を抱える当事者への理解を進めます。 ●地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた、検討の場へ参画します。 ●早期支援のためのアウトリーチへの理解を進めます。
市社協の役割	●中央人権福祉センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、ネットワークの構築を図ります。（変更）

基本目標Ⅲ

包括的支援体制と権利擁護体制の確立（変更）

基本計画（基本施策） 2 権利擁護機能の推進（変更）

認知症の高齢者や障がいのある人などが、地域で本人の尊厳が守られ安心して暮らし続けるためには、権利擁護の推進や虐待への対応などの取組が重要です。

総合的な権利擁護事業の促進や、関係機関との連携強化などによる虐待の未然防止や早期発見など、権利擁護に関する取組を推進します。（変更）

（１）権利擁護支援センターの活動推進（変更）

【目指す姿】

○家族の支援を得ることが困難な認知症高齢者、親なき後の障がいのある人などに対する、適切な意思決定の支援が行われているとともに、成年後見制度の利用促進を図るための基本計画に基づき、相談先の周知や関係機関との連携が進んでいます。（変更）

	内容
行政による取組／共助・公助	●家族の支援を得ることが困難な認知症高齢者や、親なき後の障がいのある人等、判断能力が十分でない人の権利擁護や財産管理に関する相談、成年後見制度の利用等の支援を行う、とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）への中核機関の運営委託を行うとともに、相談先として周知を図ります。 ●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営を支援し、相談先としての周知を図ります。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●研修や学習会への積極的な参加を通じて、権利擁護への理解と意識の向上を図ります。 ●権利擁護の地域連携ネットワークへの参画に努めます。
市社協の役割	●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営及び日常生活自立支援事業の利用に関する相談や生活支援員の確保・育成、成年後見事業の利用に関する相談及び申立支援事業、法人後見受任事業、市民後見人養成講座の運営などの権利擁護に関する取組の機能強化を図ります。 ●とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）との連携を強化します。 ●権利擁護事業について、市社協の広報紙やホームページ等を活用して情報を発信し、利用促進を図ります。 ●権利擁護の地域連携ネットワークへの参画に努めます。

(2) 市民後見人の育成促進

【目指す姿】

○市民後見人の育成が進み、市民後見人として活動する人が増えています。(変更)

	内容
行政による取組／共助・公助	●市民後見人養成講座とフォローアップ研修を継続的に開催します。 (変更)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」が主催する、市民後見人養成講座に参加し、権利擁護意識を高めます。
市社協の役割	●市民後見人養成講座を運営します。 ●市民後見人の人材発掘と育成を進めます。

(3) 虐待の防止と連携の推進 (変更)

【目指す姿】

○地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター、こども家庭センター等の専門機関と、地区で気軽に相談できる常設型の場など地域との連携が進み、高齢者、障がい者、児童等への虐待の未然防止、早期発見や早期対応が進んでいます。(変更)

	内容
行政による取組／共助・公助	●虐待防止に関する啓発を推進するとともに、早期発見、早期対応に努めます。 ●各センターと地区で気軽に相談できる常設型の場との連携体制を構築します。 ●虐待を含む複合的な課題を抱える世帯に対しては、多分野の専門機関が連携し包括的に支援を行います。(追加)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●様々な学習の機会に積極的に参画し、権利擁護についての理解を深めます。 ●虐待などの発生時に備え、地域の関係機関や関係団体との連携を図ります。 ●関係機関や関係団体は、虐待防止のため必要に応じ、こども家庭センター等に協力します。(追加)
市社協の役割	●虐待防止に関する啓発を推進し、周知と理解の促進を図ります。 ●各センターの利用促進への取組を進めます。

基本目標Ⅲ

包括的支援体制と権利擁護体制の確立（変更）

基本計画（基本施策） 3 情報提供体制の充実

市民一人ひとりが、お互いに協力しながら地域の問題や課題の解決を図るためには、地域福祉に対する理解と認識を持つことが必要です。

そのため、地域福祉に関する情報を誰もが容易に得られるよう、様々な媒体を活用し分かりやすい情報提供について努めるとともに、相談窓口の周知など、広報活動の充実を図ります。（変更）

【目指す姿】

○障がい者・高齢者を含む誰もが、日常生活において必要なときに必要な福祉情報を得られるよう、様々な媒体等を活用した分かりやすい情報提供が行なわれています。（変更）

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●日常生活で必要な福祉に関する情報を、障がいのある人や高齢者など誰もが適切に得られるよう、市報や、市ホームページ等での分かりやすい情報提供に努めます。（変更） ●各種研修会、地域への出前講座等の充実により、情報提供を推進します。 ●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口の周知を図ります。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●福祉に関する情報を幅広く提供できるよう、地域の関係機関や関係団体との連携を図ります。 ●SNSなど電子的媒体を利用し、情報を必要とする人に情報を提供します。（追加） ●各種研修会、出前講座等へ積極的に参加します。 ●地域ボランティアによる訪問の際などに、福祉情報の提供を行います。 ●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口を把握し、窓口の所在や取組内容の理解に努めます。
市社協の役割	●市社協の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し福祉に関する情報提供を推進します。 ●小地域福祉活動を、誰にでも分かりやすく提供する「見える化」に向けた取組を推進します。 ●地域への情報提供について、より効果的な提供方法を検討します。 ●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口の周知を図るとともに、各地域福祉相談センターとの連携による相談機能の強化を図ります。

基本目標Ⅳ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策）1 地域で助け合う防災体制の推進（重点4）（変更）

近年、想定以上の集中豪雨や台風などの自然災害が各地で頻発しており、こうした自然災害はいつ、どこで発生するか予測が難しく、いざ、大規模災害が発生した場合には、高齢者や障がいのある人が被害を受けやすいと言われています。

地域において、避難に支援を要する人を見守り助け合う防災力を高めるためには、日頃からの関係づくりと防災意識の向上が必要です。災害時に限らず、日ごろから多くの市民が支え合いの活動に参加できるよう地域の特性に応じた環境づくりを進めるとともに、地域防災の理解と意識の向上のための取り組みを推進します。（追加）

重層的支援

地域づくり

【目指す姿】

- 各町内会・集落で「支え愛マップ」の作成をきっかけに、平時から支援が必要な住民の把握や支援体制の構築が進んでいます。（追加・再掲）
- 避難行動要支援者支援制度や支え愛マップの普及が進み、地域防災活動と連動することにより、支援が必要な人の避難体制づくりが進んでいます。（変更）
- 民間事業者等と連携し、災害時に備え協力しあえる体制が構築されています。（追加）
- 防災教育などの取組をとおして、みんなで助け合う地域防災への理解が深まります。（追加）

①支え愛マップ（追加）

	内容
行政による取組／共助・公助	●様々な関係機関と連携して「支え愛マップ」を周知し、マップ作成・更新に取り組む町内会・集落の増加を図ります。 ●「支え愛マップ」の周知、作成、更新への支援や協力を行います。（再掲） ●「支え愛マップ」で把握された支援が必要な人を、避難行動要支援者の個別避難計画の作成につなげます。
民間の方向性（主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地区を単位とする福祉ネットワークと連携しながら、「支え愛マップ」の作成、更新に取り組み、作成、更新を通じて、平時から支援が必要な住民を把握して支援体制の構築を図ります。（再掲）
市社協の役割	●「支え愛マップ」の周知、作成、更新への支援や協力を行います。（再掲）

②避難行動要支援者等の支援が必要な人の支援体制づくり

	内容
行政による取組／共助・公助	●様々な関係機関と連携し、避難行動要支援者支援制度の普及や「支え愛マップ」の作成・更新への支援や協力を連携して行うことで、支援が必要な人の避難体制づくりを促進します。 ●常設型の地区サロンなどを活用して地域住民と避難行動要支援者との日常的な交流を進め、避難訓練等への参加を呼びかけます。 ●自主防災会などと連携し、防災講習等での避難行動要支援者支援制度の普及啓発に努めます。（追加）
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●避難行動要支援者支援制度への理解に努め、支援が必要な人への登録を呼びかけます。 ●常設型の地区サロンなどを活用して避難行動要支援者との日常的な交流を進め、避難訓練等への参加を呼びかけます。 ●地域の防災訓練や防災講習等に参加し、避難行動要支援者の個別避難計画を作成します。（追加）
市社協の役割	●避難行動要支援者支援制度に関する情報を提供します。（削除） ●避難行動要支援者支援制度の周知、「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力を行います。（追加） ●平時からの支援体制の構築を進めます。（追加）

③ 民間との連携 （追加）

	内容
行政による取組／共助・公助	●福祉学習のプラットフォームを活用し、民間、教育機関、地域の支援組織との連携を図ります。 ●民間事業者、地域の防災リーダーや支援組織等と連携し、住民への啓発活動等を進めます。 ●地域食堂等の地域資源と連携した、防災に係る取り組みについて検討します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●関係者と連携し、防災に係る啓発活動等に取り組みます。 ●地域食堂、地区サロン等で防災に係る取り組みを検討します。
市社協の役割	●地域の関係者と連携し、支援体制を図ります。

④地域防災に係る人材の育成（追加）

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●福祉学習のプラットフォームを活用し、防災教育に取り組むことで、地域防災への理解を深め互助意識の向上につなげます。 ●防災リーダー養成研修の実施や、地域の関係者と協働で防災教育を推進し、地域防災にかかる人材の育成に繋がります。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●地域の防災訓練や防災講習等に参加し理解を深めます。
市社協の役割	●地域の関係者との連携を図ります。

基本目標Ⅳ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策）2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開

制度の狭間にある課題や、自ら声を上げることが難しい人の問題は、地域における支援から取り残されがちです。地域組織や福祉関係団体などあらゆる機関が分野を超えて連携し、本人に寄り添いながら社会参加等の支援を進める必要があります。（変更）

重層的支援

参加支援、地域づくり

【目指す姿】

- 地域における課題解決や新たな社会資源の創出のために、あらゆる関係機関等が分野を超えて密接に連携した体制が構築されています。（変更）
- 生活課題のある高齢者、生活困窮、ヤングケアラーなど支援の必要な人が、適切な保健医療・福祉サービスの利用につながる取り組みができています。（追加）
- 住まいに課題があり地域社会からも孤立している人などに対する支援体制が構築されています。（追加）

①分野を超えた連携体制の構築（項目追加）

	内容
行政による取組／共助・公助	●ひきこもりや孤立している人、制度の狭間にいる人、犯罪をした人等に福祉サービスを促し、見守り活動等から漏れることがないように支援に努めます。 ●共生型サービスを促進します。 ●不登校やいじめ、児童虐待など子どもの課題に対し、スクールソーシャルワーカーが関係機関等へつなげるとともに福祉サービスの情報提供を行うよう努めます。（追加） ●ひきこもりや孤立をしている人などの制度の狭間にいる人、犯罪をした人等の生活課題に対する包括的支援を協議する場（相談支援包括化推進会議）での対応を進めます。（変更） ●本人に寄り添いながら、社会とのつながりづくりに向けた支援を進めます。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●社会参加や生きがいにつながる学習機会に積極的に参加し、福祉活動・当事者への理解を深めます。 ●フリースクール等民間施設において、課題を抱えた子どもの学びの場の提供を進めます。（追加）
市社協の役割	●地域をはじめ様々な機会をとらえ福祉学習の取組を推進します。（変更）

②保健医療・福祉サービスの利用促進（追加）

	内容
行政による取組／共助・公助	●生活課題のある高齢者、生活困窮、ヤングケアラーなど支援の必要な人に対し、本人意向に添った情報の提供や継続的支援により、適切に保健医療・福祉サービスにつなげます。 ●薬物やアルコールなどの依存症からの回復を支援する団体の活動について当事者へ情報提供するとともに、専門機関と連携して回復に向けた支援を行います。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●必要な保健医療・福祉サービスの情報提供を行い支援につなげます。 ●民間団体で、薬物、アルコールなどの依存症に苦しむ人に対し、リハビリ等を行い、回復を支援します。
市社協の役割	●各関係機関と連携を図り、必要な保健医療・福祉サービスにつなげます。

③住居等の確保（追加）

	内容
行政による取組／共助・公助	●市営住宅への随時募集制度を活用し、生活困窮等支援の必要な人に対し、状況に応じた配慮をします。 ●鳥取県居住支援協議会などと連携し、生活困窮等支援の必要な人の住居を確保するための個別支援と、地域で孤立しないための支援調整を行います。 ●住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進します。 ●地域で住まいの相談・支援が効果的に行われるよう、不動産関係団体・居住支援団体等と連携して活動します。 ●シェルター事業（生活困窮者）により一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●住宅確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援を行います。 ●居住支援法人により、要配慮者に対する入居中の見守り等の生活支援を行います。また、そのための賃貸住宅の供給促進を図ります。 ●「えんくるり事業※」により、定住先が決まるまでのつなぎとして一時的に宿泊場所を確保するため、宿泊代を援助します。
市社協の役割	●鳥取県あんしん賃貸支援事業や鳥取県家賃債務保証事業等の各種制度に関する情報を提供します。

※【えんくるり事業】鳥取県内の複数の社会福祉法人が連携し、公的な制度、サービスでは対応できない、生活のしづらさを抱える方をサポートする事業。

基本目標Ⅳ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策） 3 当事者の社会参加の促進（変更）

障がいのある人や認知症の人など、誰もが自分らしく暮らし続けるためには、社会参加や生きがいにつながる活動の参加が大切です。就労支援を行うとともに、学習・イベントなど交流機会の充実を図ります。（変更）

重層的支援

参加支援、地域づくり

【目指す姿】

- 誰もが社会参加しやすい環境づくりが進んでいます。
- 認知症の人や介護する家族、生活困窮、ひきこもりなどの多様な生活課題を抱えた住民が、当事者どうして仲間づくりを進め、それぞれの居場所づくりが地域の中で活発に展開されています。

①多様な活動機会の提供

	内容
行政による取組／共助・公助	●高齢者、障がい者等の多様な活動の機会への支援を進めます。 ●高齢者・障がい者等に対し、中間的就労を含めた地域での就労支援の促進のため、関係機関との連携を強化します。（変更） ●障がいのある人をはじめ、誰もが利用しやすい行政情報の電子的提供を推進します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●福祉学習のプラットフォームの設置に伴い、当事者の参画を図ります。 ●高齢者・障がい者等に対する、中間的就労を含めた地域での就労支援の受け入れを図ります。
市社協の役割	●地域の福祉学習や各種研修会等での、当事者の参加の促進に向けての支援を行います。 ●関係機関と連携し、情報提供を行います。（変更） ●手話通訳者を配置し、当事者の社会参加を促進します。

②様々な生活課題を抱えた当事者の活動の支援（変更）

内容	
行政による取組／共助・公助	●認知症カフェの運営や当事者の会の活動を支援します。（変更） ●LGBTQコミュニティスペースを開催し当事者への支援を進めます。（追加） ●薬物やアルコールなどの依存症からの回復を支援する団体の活動について当事者へ情報提供するとともに、専門機関と連携して回復に向けた支援を行います。（追加・再掲）
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●課題を持った当事者の主体的な活動を図ります。 ●各組織同士での相互ネットワークを促進します。 ●各組織の行う取り組みを理解し参画を進めます。 ●薬物やアルコール依存症からの回復を支援します。（追加）
市社協の役割	●各関係機関と連携し、活動等の支援を図ります。（変更）

基本目標Ⅳ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策） 4 福祉と連携したまちづくりの促進

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、見守り等普段からの地域の支え合いが重要です。住民等による自発的な地域福祉活動はもとより、行政と関係機関が連携し、協働で福祉サービスを開発し実施につなげる体制づくりを図ります。

また、高齢者や障がいのある人の社会参加を促進するためには、移動手段の確保や外出の支援も重要です。地域特性や利用者の要望を把握しながら、外出しやすい交通手段の確保等、きめ細かな移送サービスの促進を図ります。（変更）

重層的支援

地域づくり

【目指す姿】

- 買い物困難地域での買い物支援が進んでいます。
- 日常の買い物や医療機関への受診などの交通手段として、公共交通ではカバー困難な移動ニーズにきめ細かく対応する、NPO やボランティアを主体とする移送サービスが継続しています。
- 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、こころとからだの健康づくりが進んでいます。
- 高齢者や障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制や、消費者教育・啓発が進んでいます。
- 人権施策基本方針に基づく、社会的孤独・孤立の解消に向けた取組が進んでいます。（追加）
- 高齢者や障がいのある人等の農業での就労（農福連携）や常設型の地区サロン等での農作物の活用が進み、農業部門と福祉部門の連携が進んでいます。

①買い物支援

	内容
行政による取組／共助・公助	●買い物困難地域において、買い物支援事業の立ち上げや運営を支援します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●住民、福祉団体、企業・事業所等の連携を進め、協働による取り組みを行います。
市社協の役割	●移動販売等の買い物福祉サービスの情報を提供します。（変更）

②移動手段の充実

	内容
行政による取組／共助・公助	●NPO法人等が行う「交通空白地有償運送」を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●移送サービスなど移動手段の確保を始め、地域に必要なサービスに向けた協議の場に参加します。 ●地域が主体となる共助交通の運行の維持に協力します。(追加)
市社協の役割	●住民との協働による移送サービスの開発を支援します。

③健康づくりの推進

	内容
行政による取組／共助・公助	●「鳥取市健康づくり計画(とっとり市民元気プラン)」、「いのち支える鳥取市自死対策推進計画」に基づき、市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、食生活、運動など身体の健康づくりと心の健康づくりを推進します。(変更)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●健康づくりの取組などに参加し、健康寿命の延伸を図ります。(変更)
市社協の役割	●健康づくりの取組について、各種研修会や会議等での情報提供を行い、啓発活動を推進します。

④消費者被害防止に向けた取組

	内容
行政による取組／共助・公助	●「鳥取市消費者教育推進計画(主役は私たち 鳥取市消費生活プラン)」に基づき、高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向け啓発などの取組を促進します。 ●「鳥取市消費者見守りネットワーク協議会」の取組として、高齢者や障がいのある人等を地域で見守り、消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止に努めます。(追加)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた各種研修会へ積極的に参加します。 ●「鳥取市消費者見守りネットワーク協議会」に参加し、高齢者等の見守りを行います。(追加)
市社協の役割	●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた、各種研修会や会議等での、情報提供及び啓発活動を推進します。

⑤人権のまちづくり（追加）

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●次のような取り組みを行うことにより、社会的な孤独・孤立の解消を図ります。 ・孤独・孤立官民連携プラットフォームの活動充実 ・つながりサポーターの養成 ・相談支援包括化推進会議による個別支援
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●孤独・孤立官民連携プラットフォームの活動を推進します。
市社協の役割	●孤独・孤立官民連携プラットフォーム等への参画を図ります。

⑥農業部門との連携

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●農業者と福祉事業所との連携を促進します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●農業者と連携し、常設型の地区サロン、地域食堂、福祉事業等での農作物の活用に努めます。 ●農福連携の受け入れに努めます。
市社協の役割	●福祉事業所等との農福連携の参加への働きかけを進めます。

基本目標Ⅳ

地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画（基本施策）5 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進、 企業の社会貢献活動の促進（変更）

地域の生活課題に対応するためには、専門職の支援とともに、社会福祉に関係する組織や団体、企業をはじめとした民間部門との連携の促進が必要です。また、公的な福祉サービスだけでは支援が困難なケースや、公的な支援制度から漏れてしまう地域福祉の課題を抱えた人を支援していくためには、民間部門による生活支援のサービスの創出や運営などの取組が必要です。

社会福祉法人・福祉事業所の公益事業・公益活動が促進されるとともに、地域の関係機関や関係団体、地域貢献活動を行う企業等との連携により新たな福祉活動が創出されるなど、地域課題に対応する福祉活動が活性化されるよう図ります。また、公的福祉サービスの隙間を埋め、企業や市民等が運営主体となる生活支援のサービスを促進します。（変更）

重層的支援

地域づくり、参加支援

【目指す姿】

- 社会福祉法人・福祉事業所が、地区を単位とする福祉ネットワークに参加し、有する機能を活用した地域貢献活動が積極的に行われています。
- 企業からの社会貢献活動の取組が積極的に行われています。
- 企業からの寄附による社会貢献が進んでいます。

①社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進（項目名追加）

	内容
行政による取組／共助・公助	●社会福祉法人・福祉事業所による、地域課題に対応した公益事業・公益活動を促進します。（変更） ●当事者の社会参加の場づくりを促進します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●地区を単位とする福祉ネットワークへ参加し、連携を進めます。 ●市民、行政、企業、学校関係者、当事者団体等様々な地域の関係機関や関係団体との連携を進め、協働により、新たな地域課題に対応する新たな福祉活動の創出に努めます。（変更） ●地域福祉相談センター等各種相談機関と、情報交換・相談支援等の連携を図ります。 ●当事者の社会参加の場づくりや受け入れに努めます。
市社協の役割	●社会福祉法人との連絡会を活用し、法人間の連携を推進します。 ●当事者の社会参加の場づくりや受け入れに向けた取組を進めます。

②社会貢献活動の促進

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●企業等による地域食堂（子ども食堂）への支援など、社会貢献活動の取組の提案や受け入れを促進します。 ●企業への社会貢献活動に関する情報提供や参加呼び掛けを多様な企業に対し進めていきます。 ●孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの活動を充実します。（追加）
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●市民、行政、企業、関係機関や関係団体等との連携を促進し、協働により、地域課題に対応する新たな福祉活動の創出に努めます。（変更） ●地域食堂ネットワークや孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの支援団体等の拡充を図ります。（変更） ●地区を単位とする福祉ネットワークへの参加を進めます。 ●企業ボランティアや従業員の地域活動の参加を推進します。
市社協の役割	●社会貢献活動の取組に関する情報を提供します。 ●企業・事業所による社会貢献活動と地域福祉活動への連携の調整を行います。（変更）

③寄付の促進（変更）

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●企業・事業所等の社会貢献の取り組みとして、寄付による地域福祉活動の支援を呼びかけます。（変更）
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●寄附活動への理解と協力に努めます。
市社協の役割	●寄附による事業の成果を検証するとともに、寄附活動に関する広報を強化します。 ●寄附の受け入れについては、目的や用途を明確にします。 ●寄附者の取組に対して、積極的な広報活動を行います。

基本計画（基本施策）6 再犯防止施策の推進**《鳥取市再犯防止推進計画》**

犯罪をした者等の多くは、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。犯罪をした者等の社会復帰を、関係機関が協力連携して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

なお、この基本計画（基本施策）は、犯罪をした者等に関して特に行うべき計画（施策）の取組を記載するものであり、本推進計画における計画（施策）の各種取組の対象としては、犯罪をした者等は当然に含まれます。

また、この基本計画（基本施策）を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として位置付けます。

【目指す姿】

○犯罪をした者等が、孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができる地域づくりが進んでいます。

①更生保護ボランティアの確保と活動を支援します。

	内容
行政による取組／共助・公助	●保護司会や更生保護給産会等の更生保護団体の活動を助成します。 ●保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置・運営を、市有施設の無償貸与によって支援します。 ●保護司、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの会員募集の呼びかけに協力します。（新規案） ●保護司面接の会場として、地区公民館など多様な施設の活用に関心します。（新規案）
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●鳥取市保護観察協会の会員として、保護司会や更生保護給産会等の更生保護団体への活動を支援します。 ●再犯防止（息の長い支援）と地域交流を目的とした地域食堂等の実施（新規案）
市社協の役割	●市社協が事務局を担っている鳥取市保護観察協会を通じ、各種更生保護団体への活動費を助成します。 ●民間のボランティアが活動を円滑に行うために必要な各種情報の収集、提供に努めます。

②広報啓発活動を推進します。

	内容
行政による取組／共助・公助	●保護観察所や保護司会、公民館などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解を促進します。 ●市のホームページや広報紙において、保護司、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を紹介し、市民の理解の促進を図ります。 ●鳥取県地域生活定着支援センターや民間団体などと連携して、市民向けの啓発活動に取り組み、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成に努めます。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●「社会を明るくする運動」を保護司会や更生保護女性会等の更生保護団体と連携し推進します。
市社協の役割	●鳥取市保護観察協会を通じ、各種更生保護団体の活動を紹介し、更生保護活動への理解を図ります。

③就労に向けた相談、支援等の充実を図ります。

	内容
行政による取組／共助・公助	●保護観察所、ハローワーク、県立ハローワーク、特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構、更生保護法人鳥取県更生保護給産会、鳥取県地域生活定着支援センターなどと連携し、犯罪をした者等の就労に向けた個別支援を行います。 ●犯罪をした者等の就労に向け、経済団体等と連携して協力企業の増加を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●協力雇用主として、犯罪を犯し定職に就くことができない人をその理由を理解した上で雇用し、更生に協力します。 ●特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構の活動に協力します。
市社協の役割	●生活福祉資金貸付事業により低所得者、高齢者、障がい者等へ必要な資金の貸付けを行い、社会参加の促進を図り、安定した生活の確保に向け支援します。

④住居等の確保を図ります。

	内容
行政による取組／共助・公助	●保護観察対象者等の一時的な居場所となる更生保護施設が健全に運営されるよう支援します。 ●市営住宅への随時募集制度を活用し、矯正施設出所者等の状況に応じた配慮をします。 ●鳥取県居住支援協議会などと連携し、犯罪をした者等の住居を確保するための個別支援と、地域で孤立しないための支援調整を行います。 ●住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進します。(新規案) ●地域で住まいの相談・支援が効果的に行われるよう、不動産関係団体・居住支援団体等と連携して活動します。(新規案) ●シェルター事業(生活困窮者)により一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援します。(新規案)
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	●「えんくるり事業」により、定住先が決まるまでのつなぎとして一時的に宿泊場所を確保するため、宿泊代を援助します。
市社協の役割	●鳥取県あんしん賃貸支援事業や鳥取県家賃債務保証事業等の各種制度に関する情報を提供します。

⑤保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

	内容
行政による取組／共助・公助	●一般社団法人鳥取県再犯抑止更生協会と連携しながら犯罪をした者等への出所前講習や保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター等と連携しながら勾留中面会等を行い、本人の自立に向けた意向に添った福祉サービス情報の提供や、出所等後の同行支援や継続的支援により、適切に福祉サービスにつなげます。（変更） ●薬物やアルコールなどの依存症からの回復を支援する団体の活動について当事者へ情報提供するとともに、専門機関と連携して回復に向けた支援を行います。（変更）
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●鳥取ダルク等の民間団体において、薬物を含む依存症に苦しむ人に、リハビリ等を行い、回復支援を行います。 ●鳥取ダルク等の民間団体で、薬物を含む依存症に苦しむ人に回復プログラム等を通して回復を支援します。（変更） ●必要な保健医療・福祉サービスの情報提供に努めます。
市社協の役割	●必要とするサービスにつなげるため、日常生活自立支援事業や地域包括支援センターなどによる相談及び権利擁護の支援、制度等の情報提供を行います。

⑥児童生徒の立ち直りを支援します。

	内容
行政による取組／共助・公助	●小・中・義務教育学校にて暴力行為など生徒指導上の課題に対応するため、必要に応じて学校と連携してスクールソーシャルワーカーが福祉部局や少年鑑別支所（法務少年支援センター）等の関係機関につなげ、児童生徒の置かれた環境に働きかけを行います。（変更） ●保護司と学校関係者の日常的な連携・協力体制を構築します。（変更）
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）	●BBS 会や民生委員・児童委員等が児童生徒の悩みを聞いたり、地域団体による学習支援やこども食堂等の居場所の開設といった取り組みにより、非行の未然防止や立ち直り支援を行います。
市社協の役割	●心配ごと相談や法律相談など各種相談事業を行い、保護者を含めた児童生徒の生活不安を軽減します。 ●様々なボランティア活動を紹介し、活動を通じて「居場所づくり」の支援をします。